

**毎月第2水曜日はマンションの日 無料**

管理組合による分譲マンションのより良い管理・運営などを目指すため、熊本県マンション管理士会主催による相談会を開催します。

- ▶日時 1月14日(水) 午後1時半～4時半  
※相談は1人30分以内。
- ▶場所 市役所別館自転車駐車場7階小会議室
- ▶相談員 熊本県マンション管理士会
- ▶申込み 電話で建築計画課(☎328-2438)へ

**「若者消費者110番」を実施します**

消費者トラブルについてひとりで悩んでいるあなた、まずは相談してみませんか。

- 電話相談(☎353-2500)
  - ▶日時 1月21日(水)～23日(金)  
午前9時～午後5時
- 無料法律相談(※事前に予約が必要です)
  - ▶日時 1月22日(木)～23日(金)  
午後1時～4時
  - ▶場所 消費者センター(市役所別館自転車駐車場5階)

**「公共用地無料相談会」を開催します 無料**

- ▶日時 1月29日(木) 午後1時半～4時半
- ▶場所 中央区役所1階ロビー
- ▶内容 土地家屋調査士による道路、水路などと所有地との境界に関する無料相談
- ▶申込み 当日直接会場へ  
(土木管理課 ☎328-2468)

**各区で無料法律相談会を開催します**

- ▶場所・期日
  - 東区(東部公民館)2月1日(日)、18日(水)
  - 西区(西部公民館)2月5日(木)、22日(日)
  - 南区(富合公民館)2月12日(木)、22日(日)
  - 北区(植木文化センター)2月8日(日)、26日(木)
- ▶時間 午後1時半～4時半
- ▶対象 市内に住む方(お住まいの区にかかわらずどの区でも相談できます)
- ▶定員 各日6人(先着順)
- ▶申込み 1月5日から電話で熊本県弁護士会法律相談センター(予約専用 ☎325-0020)へ

※中央区については広聴課へお問い合わせください。  
※同一内容の再相談は受けられません。  
詳しくは、広聴課(☎328-2075)へ。

**暮らしの中の人権 16**

**知っていますか？ 同和問題**

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題です。

同和問題の解決には、厳しい差別の現実を知り、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪を広げていく必要があります。

同和問題は決して過去の問題ではありません。いまだに残る差別意識の問題であり、それを解消するためにはわたしたち1人ひとりが自らの課題として取り組むことが大切です。

(人権推進総室 ☎328-2333)

**国保・税**

**高額療養費の限度額が変わります**

70歳未満の高額療養費の区分・自己負担限度額が、平成27年1月診療分から変わります(下表参照)。70歳以上の方は変更ありません。

70歳未満で平成26年8月から12月の間に限度額適用認定証を取得した方には、平成27年1月以降の区分を記載した限度額適用認定証(有効期限:平成27年7月31日)を郵送します。

**【70歳未満】自己負担限度額(月額)**  
(平成27年1月診療分から)

区分	自己負担限度額
住民税課税世帯	(ア) 総所得金額等901万円超 ●3回目まで:252,600円 総医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算 ●4回目以上:140,100円(*1)
	(イ) 総所得金額等600万円超～901万円以下 ●3回目まで:167,400円 総医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算 ●4回目以上:93,000円(*1)
	(ウ) 総所得金額等210万円超～600万円以下 ●3回目まで:80,100円 総医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算 ●4回目以上:44,400円(*1)
	(エ) 総所得金額等210万円以下 ●3回目まで:57,600円 ●4回目以上:44,400円(*1)
(オ) 住民税非課税世帯	●3回目まで:35,400円 ●4回目以上:24,600円(*1)

(\*1) 過去12か月以内に高額療養費の該当が4回目以上の場合、上表の自己負担限度額になります。  
詳しくは、国保年金課(☎328-2290)へ。

**県央地区合同公売会のお知らせ**

熊本県税・市町村税の滞納により差押えた家電・雑貨などを公売します。

- ▶日時 1月17日(土) 開場:午前9時半
  - ▶場所 熊本県熊本総合庁舎4階  
(中央区南千反畑町4-33)
  - ▶公売方法 入札
  - ▶入札に必要なもの
    - ①印鑑 ②購入代金 ③本人確認できるもの(運転免許証など) ④委任状(代理人が入札する場合) ⑤同意書(入札者が20歳未満の場合)
- ※出品物などの詳細は、熊本県ホームページに掲載します。

※公売前に滞納税が完納された場合は、その滞納者の動産は公売中止になります。

詳しくは、熊本県県央広域本部税務部(☎325-3101)へ。  
(納税課特別滞納対策室 ☎328-2202)

**家屋を取り壊したらご連絡を**

平成27年1月1日以前に家屋を取り壊した方は、届出をしないと固定資産税がかかることがあります。早めに区役所税務課へご連絡ください。  
(課税管理課 ☎328-2195)

**1月は市県民税第4期の納期です**

市税の支払いには、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。  
希望する方は、納税通知書・預(貯)金通帳・通帳届出印を持って、お近くの金融機関または郵便局で申込みください。  
(納税課 ☎328-2204)

**上下水道**

**浄化槽のプロウは正常に作動していますか**

プロウは浄化槽に空気を送る機器で、浄化槽が汚水を処理するために必要不可欠なものです。保守点検を受けず、プロウの動作不良を見逃して汚水が処理できていない事例が見受けられます。必ず保守点検を受けてプロウに異常がないかを確認しましょう。ただしプロウを必要としない腐敗型浄化槽もあります。  
詳しくは浄化対策課(☎328-2366)へ。

**排水設備の相談や診断を行っています 無料**

「排水の臭いが気になる」「排水の流れが悪い」などの排水設備(屋外の汚水桝や排水管)の困りごとについて、現地での診断や相談を受け付けています。原因を調査し、改善の手伝いをします。※管内の洗浄や詰まり除去、補修工事などを行うものではありません。  
詳しくは、熊本市下水道技術センター(☎288-7361)へ。  
(給排水設備課 ☎381-1153)

**ごみ・衛生**

**東部環境工場の大型ごみ受入を停止します**

東部環境工場の破砕機の定期保守点検のため、大型のごみの受け入れを停止します。  
▶停止期間 1月20日(火)～28日(水)  
この期間は、燃やす前に破砕する必要がある大きなごみを東部環境工場へ受け入れることができません。西部環境工場へ持ち込んでください。※通常のごみは受け入れ可能です。  
詳しくは、廃棄物計画課(☎328-2359)または東部環境工場(☎380-8211)へ。

**家庭ごみの排出量**

(1人1日あたり)

10月から蛍光管など「特定品目」の収集が始まっています。分別のご協力をお願いします。

**チャレンジ! 家庭ごみ減量20%**



※資源化された量を除きます。  
(廃棄物計画課 ☎328-2359)

**生活用水使用量**

(1人1日あたり)



お風呂は沸かしすぎない、ためすぎない! 家族続けて入浴すれば、節水・省エネになりますよ!

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。